労働安全衛生法のあらまし

法・・・労働安全衛生法施行令・・・・労働安全衛生法施行令・安規・・・労働安全衛生規則

第1章 総 則

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項			
目的	労働基準法と相まって、危害防止基準の確立、責任体制の明確化、自主的活動の促進 等総合的・計画的な対策を推進することにより、安全と健康を確保し、快適な職場環境 の形成を促進すること。	法第 1 条			
事業者等の責務	 事業者は単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、 快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じ、労働者の安全と健康を確保するよう にしなければならない。また、国の実施する労働災害の防止に関する施策に協力する ようにしなければならないこと。 機械、機具その他の設備を設計し、製造し若しくは輸入する者、原材料を製造し、若 しくは輸入する者、建設物を建設し若しくは設計する者は、これらの物が使用される ことによる労働災害の発生防止に資するように努めなければならないこと。 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等につき安全で 衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないよう配慮すること。 	法第3条			
労働者の責務	労働災害を防止するための必要事項を守るほか、事業者、関係者が実施する労働災害 の防止措置に協力するよう努めること。	法第 4 条			
共同企業体	二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を 共同企業体 共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの1人を代表者として定め、これを 都道府県労働局長に届け出なければならないこと。				

第2章 労働災害防止計画

事	項	規 定 の あ ら ま し	関係条項
労働災害	防止計画	これまで昭和33年に産業災害防止総合5カ年計画が策定されて以来、12次に わたって労働災害防止計画が定められてきました。平成25年度~平成29年度は、 「第12次労働災害防止計画」として推進中です。	法第6条

第3章 安全衛生管理体制

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項
安全管理者	 (1) 次の業種及び規模の事業場ごとに安全管理者を選任し、その者に定められた安全に係る技術的事項(総括安全衛生管理者の項の(2)の事項)を管理させること。 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業製造業(物の加工業を含む)電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、建具・じゅう器等卸売業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業50人以上 (2) 次に該当するものから選任すること(、、については厚生労働大臣の定める研修を修を修了した者に限る)理科系の大学又は高等専門学校を卒業した者でその後2年以上産業安全の実務従事経験者理科系の高等学校を卒業した者でその後4年以上産業安全の実務経験者7年以上産業安全の実務経験者等(厚生労働省告示参照のこと)労働安全コンサルタントの資格を有する者その他(厚生労働省告示参照のこと) 	法第 11 条 (安規 4 条 ~ 6 条)

事項	規 定 の あ ら ま し	関係条項		
衛生管理者	(1)労働者 50 人以上の事業場ごとに衛生管理者を選任し、その者に定められた衛生に係る技術的事項(総括安全衛生管理者の項の(2)の事項)を管理させること。 (2)選任すべき数は、 労働者数 50 人以上 ~ 200 人以下 = 1人 200 人をこえ ~ 500 人以下 = 2人 500 人をこえ ~ 1,000 人以下 = 3人 1,000 人をこえ ~ 2,000 人以下 = 4人 2,000 人をこえ ~ 3,000 人以下 = 5人 (但し、1,000 人以上は3,000 人をこえる場合 = 6人 専任者が必要) 2 人以上の衛生管理者を選任する場合 労働衛生コサルタントを選任するとき、1 人は事業場に専属の者でなくてさしつかえない。 (3)次の業種の区分に応じ、それぞれの資格を有する者を選任すること。第一種衛生管理者免許農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許上記以外の業種 (4)上記(3)の他、次の者が衛生管理者の資格を有する。 医師歯科医師その他(厚生労働省告示参照) (5)衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、必要措置を講ずること。(6)事業者は衛生管理者とい要な権限を与えなければならない。	法第 12 条 (安規 7 条 ~ 12 条)		
安全衞生推進者等	(1) 労働者 10 人以上 50 人未満の事業場毎に衛生推進者を選任(全業種)し、衛生に係る業務を担当させること。但し、安全管理者を選任すべき業種(前記)にあっては安全衛生推進者を選任すること。 (2) 安全衛生推進者の選任基準大学卒業後 1 年、高等学校卒業後 3 年、その他 5 年以上事業場の安全衛生の実務(衛生推進者にあっては衛生実務)に従事している者安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、その他厚生労働大臣が認める者(3) 職務内容職場点検に関すること健康診断・健康保持増進のための措置に係る事務に関すること安全衛生教育に関することその他労働災害の防止対策に関することなど	法第 12 条の 2 (安規 12 条の 2 ~12 条の 4)		
産業医	(1) 労働者 50 人以上の事業場ごとに産業医を選任すること(全業種) (2) 産業医の職務 健康診断及び面接指導の実施、その結果に基づく措置、作業環境の維持管理、 作業の管理 健康の保持増進を図るための措置、衛生教育 労働者の健康障害の原因調査及び再発防止の措置 (3) 50 人未満の事業場は地域産業保健センターの活用等によって健康管理に努める。	法第 13 条 ~ 13 条 の 2 (安規 13 条 ~ 15 条の 2)		
作業主任者	労働災害を防止するための管理を必要とする。令6条で定める危険又は有害な作業については、法定資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、その者に労働者の指揮等の事項を行わせなければならないこと。(別表1参照)	法第 14 条 (令 6 条、安規 16 条 ~ 18 条)		
安全衛生責任者	(1) 特定元方事業者(建設業又は造船業の事業を行う者)は、同一場所で混在して作業を行う特定元方事業者及び下請事業者の労働者が常時50人以上(ずい道等の工事等にあっては、常時30人以上)の場合、統括安全衛生責任者を選任すること。 (2) 統括安全衛生責任者の選任基準 当該場所における事業の実施について統括管理権限及び責任を有する者 (3) 統括管理すべき事項 法第31条で定める事項	法第 15 条 (令 7 条、 安規 20 条)		

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項
元方安全衛生管理者	(1) 特定元方事業者で統括安全衛生責任者を選任した事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、法第31条で定める事項のうち技術的事項を管理させること (2) 次の資格を有する者のうちから選任すること。 大学又は高等専門学校における理科系統の正規課程を修了し卒業した者で、その後3年以上建設工事施工の安全衛生の実務従事経験者高等学校において理科系統の正規課程を修了し卒業した者で、その後5年以上建設工事施工の安全衛生の実務従事経験者その他厚生労働大臣が定める者	法第 15 条の 2 (安規 18 条の 2 18 条の 4)
店社安全衛生管理者	(1) 特定元方事業者(建設業)は、同一場所で作業を行う元方事業者及び下請事業者の労働者数が一定規模以上の場合、店社(本社、支店等)ごとに店社安全衛生管理者を選任し現場巡視、災防協議会への参加等現場所長や安全担当者に対する指導援助を行わせること。 ずい道等の建設の工事	法第 15 条の 3 (安規 18 条の 6 18 条の 8)
安全委員会	設けなければならない事業場は、 1 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械機具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業にあっては50人以上 2 運送業(上記以外のもの)製造業(上記以外のもの)通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、各種商品卸売業、家具建具じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具建具じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業にあっては100人以上	法第 17 条 (安規 21 条、23 24 条)
衛生委員会	設けなければならない事業場は、全業種で、労働者 50 人以上	法第 18 条 (安規 21 条~24
安全衛生委員会	安全と衛生の二つの委員会を設けなければならないときは、安全衛生委員会としてさし つかえない。	法第 19 条 (安規 21 条 ~ 24
安全管理者等に対する 教育等	対象 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者等教育に必要な指針の公表 (指針は 16,17 頁参照) 法第 19 条の 2	

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項
リスクアセスメント の実施	設備、原材料、作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査を行い、必要な措置を 講ずるよう努める。 対象業種 安全管理者の選任が必要な業種(但し、化学物質等の取り扱い事業場は全業種)	法第 28 条の 2 (安規 24 条の 11~ 24 条の 12)
元方事業者の措置	対象業種 製造業 製造業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われることによって生ずる労働災害の防止のため、次の措置を講じること。 元方事業者と関係請負人、また関係請負人相互間の連絡・調整を行うこと。 クレーン等の運転合図、事故現場等の標識、有機溶剤等の容器の集積箇所、警報の統一と関係請負人への周知	法第 30 条の 2 (安規 643 条の 2 - 643 条の 7)

第5章 機械等及び有害物に関する規制

	規 定 の あ ら ま し	関係条項
定期自主検査	ボイラーその他の機械で、一定のものは定期に自主検査を行い、及びその結果を記録すること。(別表2参照)上記の機械のうち動力プレス等の機械は、一定の資格を有する者により検査を実施させること。	法第 45 条 (令 15 条)
危険物、有害物の表示	爆発性、発火性、引火性等労働者に危険を生ずるおそれのあるもの、ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤等労働者に健康障害を生ずるおそれのある物を容器に入れ、又は包装して、譲渡又は提供する際、その名称、成分等を表示しなければならない。	法第 57 条
化学物質の情報提供	労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質等の譲渡・提供者に対して、譲渡・ 提供先に安全データシート(SDS)を交付しなければならない。 化学物質等による労働者の健康障害防止のために事業者が講ずべき措置について、 厚生労働大臣が指針を公表し、厚生労働大臣はこれに従って必要な指導や援助を行う ことが出来る。 安全データシート(SDS)の提供を受けた事業者は、取り扱う各作業場の見やすい 場所に常時掲示したり、備え付けたりして、労働者に周知させなければならない。	法第 57 条の 2 第 28 条の 2、 第 101 条
化学物質のリスクアセ スメントの実施義務	一定の危険有害性のある化学物質(640物質)*1について (1) 事業場*2におけるリスクアセスメントが義務づけられた*3。 (2) 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務付けられた。 *1リスクアセスメントの実施義務の対象物質は、安全データシート(SDS)の交付義務の対象である640物質であること。 *2対象となる事業場は、業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となること。 *3リスクアセスメントの実施時期は、以下のとおりであること。対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき対象物を製造し、または取扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき(新たな危険有害性が、SDSなどにより提供された場合を含む)	法第 57 条の 3

第6章 労働者の就業に当たっての措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項
安全衛生教育	労働者を雇入れたとき、又は危険有害業務に労働者をつかせるとき、その従事する 業務に関する安全衛生のための教育又は特別教育を行うこと。特別教育については、	法第 59 条
(特別教育)	(別表3参照)	(安規 35 条、36 条)
職長教育	職場の職長等に就任することとなった者に対して、職長等に必要とされる一定の事項 について安全衛生教育を行わなければならないこと。 (1) 教育を行うべき業種 建設業 製造業(一部の業種を除く) 電気業 ガス業 自動車整備業 機械修理業 (2) 教育事項 作業方法の決定、労働者の配置 部下の指導監督の方法 その他労働災害防止に必要な事項	法第 60 条 (令 19 条、安規 40 条
		法第 61 条

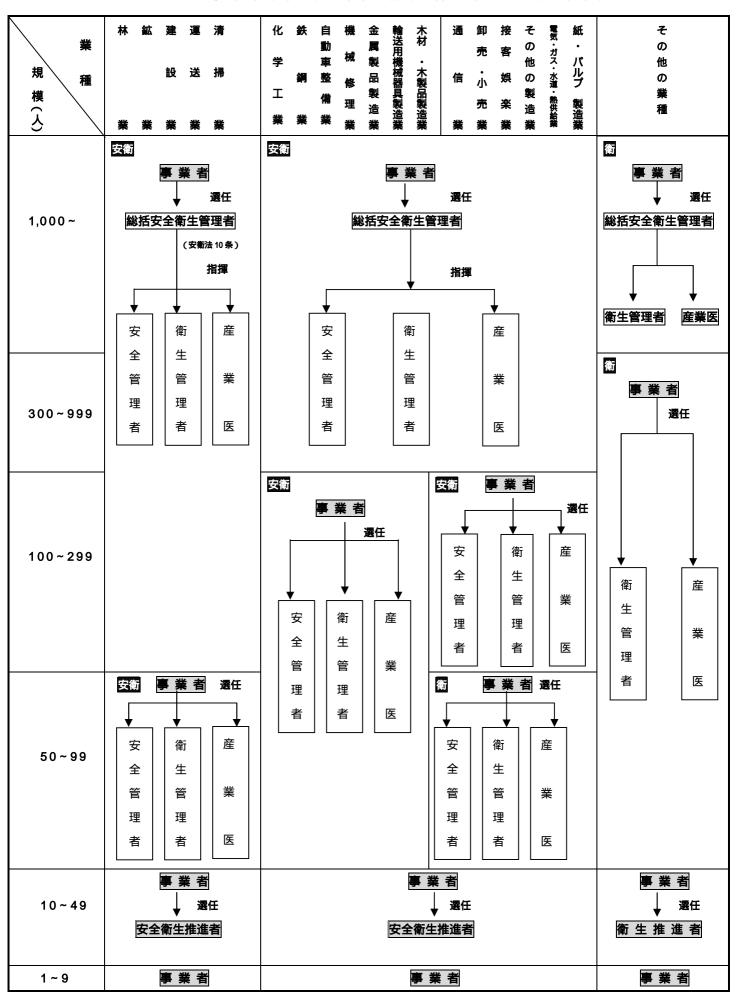
第7章 健康の保持増進のための措置

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項
環境測定	有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で空気環境、作業環境につい 測定基準による測定をし、その結果を記録しておくこと。別表5参照	て作業環境 法第 65 条 (施行令 21 条)
健康診断	1 一般健康診断 (別表6参照) (1) 事業者は、労働者に対し、雇入れ時の健康診断、定期健康診断(1年以 1回)、特定の業務(安規13条の業務)に従事する者に対する健康診断(6 カ月以上派遣の場合、派遣前後)を行わなければならないこと。健康診断の結果、必要あると認めると働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮をな措置をすること。 (2) 健康診断項目(定期健康診断の場合) 1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、視力、胸囲及び聴力の検査 4. 胸部エックス線検査及びかくたん検査 5. 血圧の測定 6. 貧血検査(血色素量、赤血球数) 7. 肝機能検査(GOT・GPT・-GTP) 8. 血中脂質検査(総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド) 9. 血糖検査 10.尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査) 11.心電図検査	5 カ月以内 対及び派遣 さきは、労 での他適切 行うこと いるが、「医 て省略でき。 法第 15 条の 3 (安規 18 条の 6 ~ 18 条の 8) 法第 66 条 (安規 44 条 ~ 45 条の 2)
ストレスチェック制度	(1)常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、医師*4等による心の程度を把握するためのストレスチェック*5を実施することが事業者の(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務。) (2)ストレスチェックの結果は、実施した医師、保健師等から直接本人に通知の同意なく事業者に提供されることは禁止される。 (3)ストレスチェック結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者である。といる。といるでは、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。といるでは、医師によるでは、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置にといる。 (4)面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置にとが事業者の義務となる。 (5)常時50名以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック、面接対状況などについて、毎年1回定期的に、所轄労働基準監督署長に報告しなない。 *4ストレスチェックの実施者は、医師、保健師、厚生労働大臣の定めるない。 *5ストレスチェックに用いる調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(る57の質問票)等であること。 *6就業上の措置とは、労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行うこと。	義務となる 知され、本人 から申出があまた、、申出 *6を講じる 皆導の実施 ければなら。 ・研修を受け 国が推奨す
受動喫煙防止措置	室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙*7を防止するため、事場の実情に応じ適切な措置*8を講じることが事業者の努力義務となる。 *7 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる *8 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある	こと。 壊煙室の設置

第8章 監督等

事 項	規 定 の あ ら ま し	関係条項				
計画の届出	(2) 入規模な建設工事(入臣庙山) 安規89条で定める仕事(6種類) (3) 一定規模以上の建設工事等(上記大臣届出に該当するものを除く。) 安規90条で定める仕事(10種類)					
	計画届を要しない場合 (1) 仮設の建設物等 (2) マネジメントシステムの認定制度 マネジメントシステムを実施し、災害発生率が低い等一定の要件に該当すると 監督署長が認定した事業場	法第 88 条 (安規 87 条~88 条)				
報告	 (1) 事故報告(火災、爆発、破裂、切断、倒壊) (2) 有害物ばく露作業報告(対象物質(毎年変わる)を1年で500Kg以上取扱いのときに毎年3月31日までに報告する) (3) 労働者死傷病報告 (4) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医選任報告等安全衛生に関する各種報告など 	法第 100 条 (安規 95 条の 6、 96 条、97 条)				

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織の概要



安衛:安全・衛生委員会の設置義務事業場

荷 : 衛生委員会の設置義務事業場

作業主任者選任業務一覧表

令6条号 別	各規則 条 文	作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業 (安衛法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条)	職務 根拠
1	高圧則 10	高圧室内作業主任者	免許	潜函工法その他の圧気工法により大気圧を超える気圧下の作業室又 はシャフトの内部において行う作業	高圧則 10
2	安規 314	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は9以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は400リットル以上、他は1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	安規 315
3	安規 513	林業架線作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業(原動機定格出力 7.5 k wを超えるもの 支間の斜距離の合計が 350m 以上のもの 最大使用荷重が 200kg 以上のもの)	安規 514
4	ボイラー則 24	ボイラー取扱 作業主任者	ボイラー 技士免許等	ボイラー取扱業務(小型を除く 令1条4号) 特 級 = 伝熱面積合計500 ㎡以上(貫流のみは除く) 1級以上 = 伝熱面積合計25以上500㎡未満(貫流のみ500㎡以上) 2級以上 = 電熱面積合計25㎡未満 技能講習以上=令6条16号イから二までのボイラー	ボ規 25
5	電離則 46	エックス線 作業主任者	免許	次の放射線業務 (但し医療用又は波高値による定格電圧が1,000KV以上のエックス線装置使用は除く) エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う装置の検査業務エックス線管、ケノトロンのガス抜き又はエックス線発生を伴うこれらの検査の業務	電離則 47
5の2	電離則 52-2	ガンマ線透過写真 撮影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の作業	電離則 52-3
6	安規 129	木材加工用機械 作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーターで合計 5 台以上 (自動送材車式帯のこ盤を含む場合は 3 台以上)	安規 130
7	安規 133	プレス機械 作業主任者	同上	動力プレス 5 台以上	安規 134
8	安規 297	乾燥設備作業主任者	同上	乾燥設備内容積1㎡以上(令別表第1危険物) 危険物以外、熱源に燃料又は電力使用	安規 298
8 O 2	安規 321-3	コンクリート破砕器 作業主任者	同上	コンクリート破砕器を用いる破砕作業	安規 321-4
9	安規 359	地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者	同上	掘削面の高さ 2m以上の地山の掘削の作業 (技能講習は「地山の掘削及び土止め支保工で統一」) 土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業	安規 360 安規 375
10-2	安規 383-2	 ずい道等の掘削等 作業主任者	同上	(同上) ずい道等の掘削、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用) ロック	安規 383-3
10-3	安規 383-4	ずい道等の覆工 作業主任者	同上	ボルト取付、コンクリート等吹付 ずい道等覆工(型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	安規 383-5
11	安規 403	採石のための掘削 作業主任者	同上	掘削面の高さ 2m以上となる採石法 2 条の岩石の採取のための掘削	安規 404
12	安規 428	はい作業主任者	同上	高さ 2m 以上のはい付け、はいくずし (但し、ばら物荷や荷役機械の運転者のみで行う作業は除く)	安規 429
13	安規 450	船内荷役作業主任者	同上	船舶荷積み卸、船舶内荷移動 (但し、500t 未満の船舶で揚貨装置を用いない作業は除く)	安規 451
14	安規 246	型枠支保工組立て等 作業主任者	同上	型わくの組立て、解体の作業(但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道の アーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く)	安規 247
15	安規 565	足場の組立て等 作業主任者	同上	つり足場、張出足場又は高さが 5m以上の足場の組立、解体、変更の作業(ゴンドラのつり足場は除く)	安規 566
15-2	安規 517-4	建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者	同上	建築物の骨組み・塔であって高さが 5m 以上の金属製の部材により 構成されるものの組立て、解体、変更	安規 517-5
15-3	安規 517-8	鋼橋架設等 作業主任者	同上	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更(但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る)	安規 517-9
15-4	安排	木造建築物の組立て 等作業主任者	同上	軒高 5m 以上の木造建築物の構造部材組立て、屋根下地外壁下地の取付	安規 517-13
15-5	空坦	コンクリート造の 工作物の解体等 作業主任者	同上	高さ 5m 以上のコンクリート造工作物の解体、破壊	安規 517-18

令6条	各規則			選任すべき作業	職務
号別	条文	作業主任者名称 	資格種類	(安衛法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条)	根拠
16	安規 517-22	コンクリート橋架設 等作業主任者	同上	橋梁の上部構造であってコンクリート造のものの架設又は変更 (但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る)	安規 517-23
17	ボ則 62	第一種圧力容器取扱 作業主任者	*1	第一種圧力容器の取扱作業 (但し、令1条6号小型圧力容器及び令6条17号イ、口は除く)	ボ則 63
18	特化 27	特定化学物質 作業主任者	技能講習	令別表第3の特定化学物質(1類・2類・3類) 製造又は取扱(但し、試験研究の取扱業務は除く)	特化則 28
19	鉛 33	鉛作業主任者	同上	令別表第4の鉛業務1号から10号まで(但し、遠隔操作の場合は除く)	鉛則 34
20	四アル 14	四アルキル鉛等 作業主任者	同上	令別表第5の四アルキル業務1号から6号・8号(講習は18と同一)	四アル 15
		酸素欠乏危険 作業主任者(第1種)	同上	酸素欠乏危険場所における作業(第一種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
21	酸欠 11	酸素欠乏危険 作業主任者(第2種)	同上	酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る)における作業 (第二種酸素欠乏危険作業)	酸欠則 11
22	有機 19	有機溶剤作業主任者	同上	令別表第6の2に掲げる有機溶剤の製造又は取扱	有機則 19 の 2
23	石綿 19	石綿作業主任者	同上	石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業	石綿則 20

^{*1:}化学設備にかかる第一種圧力容器の場合は化学設備第一種圧力容器作業主任者技能講習 上記以外はボイラー技士免許(特級・1級・2級)第一種圧力容器作業主任者技能講習(化学設備・普通)

安全衛生教育の対象者・種類・実施時期及び内容一覧

対 象 者	種類	実施時期	教 育 内 容	備考
1. 作業者 (4) 就業制限業務に従事 する者	危険有害業務従事者教育 (労働安全衛生法(以下 「法」という。)第60条 の2)	イ. 定期(おおむね5年ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	当該業務に関連する労働 災害の動向、技術革新の 進展等に対応した事項	危険又は有害な業務に現 に就いているものに対す る安全衛生教育に関する 指針(平成元年5月22日 安全衛生教育指針公示1 号)(以下「安全衛生教育 指針」という。)
(2) 特別教育を必要と する危険有害業務に従事 する者	特別教育 (法第59条第3項) 危険有害業務従事者 教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事するときイ、定期(おおむね5年ごとに)ロ、随時(取り扱う設備等が新たなものに変わった時等)	安全衛生特別教育規程に 規定された事項 当該業務に関連する労働 災害の動向、技術革新の 進展等に対応した事項	労働安全衛生規則(以下 「安衛則」という。) 安全衛生教育指針
(3) (1)又は(2)に準ずる 危険有害業務に従事する 者	特別教育に準じた 教育 危険有害業務従事者 教育(法第60条の2)	当該業務に初めて従事 するとき イ. 定期(おおむね5年 ごとに) ロ. 随時(取り扱う設備等 が新たなものに変わった時 等)	業務に関して安全又は 衛生のために必要な知識 等 当該業務に関連する労働 災害の動向、技術革新の 進展等に対応した事項	安全衛生教育指針
(4) (1)、(2)及び(3)の 業務に従事する者並びに その他の業務に従事する	雇入時教育 (法第 59 条第 1 項) 作業内容変更時教育	雇入時作業内容変更時	安衛則第35条に規定 された事項 同上	
者	(法第 59 条第 2 項) 健康教育 (法第 69 条)	在八叶、 	 健康の保持増進に関する 事項	
(5) (1)から(2)の業務の うち車両系建設機械等の 運転業務に従事する者		当該業務に係る免許取得後 若しくは技能講習修了後又 は特別教育修了後おおむね 10 年以上経過した時	当該業務に対する危険性 の再認識、安全な作業方 法の徹底を図る事項	
(6) (1)から(3)までの 業務に従事する者及び (1)から(3)までの業務以 外の業務のうち作業強度 の強い業務に従事する者	高齢時教育	おおむね 45 歳に達した時	高年齢者の心身機能の特性と労働災害に関すること、安全な作業方法・作業行動に関すること、健康の保持増進に関すること等の事項	高年齢労働者の労働 災害発生率の高い業務 高所作業、重筋作業 等作業強度の強い業務に 従事する高年齢労働者を 対象とする。
2. 管理監督者 (1) 安全管理者、衛生 管理者、安全衛生推進者、 衛生推進者及び元方安全 衛生管理者	安全管理者選任時研修 (安衛則5条)	イ. 当該業務に初めて従事 する時	安全管理、安全衛生推進 向上目的とした自主的活 動、安全教育、関係法令	安衞規 5 条第 1 号の規定 に基づき厚生労働大臣が 定める研修 (平成 18 年 2 月 16 日厚生 労働省告示第 24 号)
	能力向上教育(法第19条の2)	イ. 当該業務に初めて従事 する時	当該業務に関する全般的事項	労働災害の防止のための 業務に従事する者の能力 向上教育に関する指針 (平成元年5月22日能力 向上教育指針公示第1号) (以下「能力向上教育指 針」という。)
		ロ. 定期(おおむね5年 ごとに) ハ. 随時(機械設備等に 大幅な変更があった時)	当該業務に関連する労働 災害の動向、技術革新等 の社会経済情勢、事業場 における職場環境の変化 等に対応した事項	
(2) 救護技術管理者、 計画参画者及び 作業主任者	能力向上教育 (法第 19 条の 2)	イ. 定期(おおむね5年 ごとに) ロ. 随時(機械設備等に 大幅な変更があった時)	当該業務に関連する労働 災害の動向、技術革新等 の社会経済情勢、事業場 における職場環境の変化 等に対応した事項	能力向上教育指針

対	象	者	種類	実が	時	期	教	育	内	容	備	考
(3)	職長等		1. 職長等教育 (法第 60 条)	当該業務に	こ初めて	就く時	安衛則た事項		条に規	定され		
			2.能力向上教育に準じ た教育	イ.定期(ごとに) ロ.随時(大幅な変更	機械設備	帯等に	災害の の社会	動向、 経済情 おる職場	関連する 技術 情勢、 場環境の よ事項	革新等 事業場		
(4)	作業指揮者		指名時教育	当該職務にた時	こ初めて	指名され	な作業	方法、 び改割	D職務、 作業記 善措置等	役備の		
(5)	安全衛生責任	I 者	選任時教育	新たに選任	Eされた	とき	当該業 事項	務に関	する会	è般的		
` '	交通労働災害 担当管理者	통防止	交通労働災害防止担当管 理者教育	新たに選任	Eされた	とき	当該業 事項	務に関	する会	è般的		
総括 統括	経営首脳者・ 安全衛生管理 安全衛生責任 衛生責任者	者・	安全衛生セミナー	随田	,		策、妄	全衛生 全衛生	現状と防 とと企業 と関係活	Ě経営、		
産労労安作運運心産業働働全業動動理業	安全衛生専門 学生事門 中全生理境導践談 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	タント タント き理士 者	実務向上研修	随田	†			うち打 会経済 の変化		fの進 なび職		
(1)	技術者等 特定自主検査 する者	登に従事	能力向上教育に準じた教育	おおむね 5	年ごと	E		・機能 :検査が	と、高速 をの変化 5法等に	とに対	整備を担当する書 備に関する事項も	
. ,	定期自主検査 する者	登に従事	選任時教育	新たに選付	Eされた	とき	查方法	、検2 検査機	蚤の意義 発結果の 機器等に	p評価	整備を担当する者 備に関する事項も	
(3)	生産技術管理	里者	技術者教育	随 日	寺		ぼす影	響、生 なび生産	そ全衛生 と産技術 を設備の 事項	뜃の安	生産部門において 備の運転・保全等 を管理する技術者	の業務
(4)	設計技術者		技術者教育	随田			すべき の心身	Nて安á 事項、 ŀ機能に	受計・〕 全衛生」 特に高 対応し 震すべき	上配慮 高齢者 した安	工作担当者、仮記 理者等を含む	機材管
	その他 季節労働者		送出地での安全衞生教育	送出地			識を何	与する)基礎的	上の予係 るため、 り知識に	安全	就業先において法 1項に基づく雇入 実施 対象者は企業の活	時教育を
(2)	海外派遣労働	動者	派遣前教育	派遣前			の情報 療事情	だいおける は、労働 は、治安 活環境	ナる安全 動慣行及 足、交近 気におけ	全衛生 及び医 通事情 ける安	現地法人及び海外 業等に派遣される であり、原則的に の企業で実施	労働者
` '	就職予定の 実業高校生		学校教育	卒業前			安全衛 関する		基礎的知	口識に		

(出所:平成3.1.21 基発第39号「安全衛生教育推進要綱」)

就業制限業務一覧表(免許・技能講習)

		机未则收未物。良化(无叶"双肥畊目)	
令 20 条 号別	京	尤業制限の業務(法 61 条 令 20 条)	就業が認められる資格 (安規 41 条別表 3)	備考
1	発破業務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬又は、残薬 の点検及び処理の業務	・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免許 ・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁 上級保安技術職員 甲、乙 発破係員 甲、丁 坑外保安係員 甲、乙、丁 坑内保安係員	
2	揚貨装置運転	制限荷重 5 トン以上運転業務(船内デリック、クレーン)	・揚貨装置運転士免許	
3	ボイラー取扱 (ボ則 23 条)	ボイラー取扱 (令 1条 4号の小型除く) 胴内径 750mm 以下でかつその長さが 1,300mm 以下の蒸気ボイラー	ボイラー技士免許(特,1,2級) ・ボイラー技士免許 (特、1、2級) ・ボイラー取扱技能講習	・伝熱面積の合計 500 m以上 特級 (貫流のみ除く) ・伝熱面積の合計 25~500 m未満 1 級以上等作業主任 者留意 ~ 定義は令6条 16号イ~ニ
	ボイラー・	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く)	・特別ボイラー溶接士免許	
4	第一種圧力溶接 (ボ則 9、55 条)	ボ則 9、55 条 イ 溶接部の厚さ 25mm 以下の溶接 但し書き ロ 管台、フランジ等を取付ける溶接	・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許	
5	ボイラー・第一種 圧力容器整備 (ボ則 35、70 条)	小型及び上記 3 の ~ のボイラーは除く 令 1 条 5 号の第一種圧力容器(以下は除く) イに該当のもの、内容積 5 ㎡以下 ロ~ニに該当のもの、内容積 1 ㎡以下	・ボイラー整備士免許	
6	クレーン運転 (ク 22 条)	つり上げ荷重 5 トン以上運転 (跨線テルハは除く)	・床上操作式クレーン運転技 能講習(床上操作で荷ととも に移動する方式のクレーン) ・クレーン・デリック運転士 免許(上記以外のクレーン)	クレーン限定免許有 り。18年4月1日 以前に所有している 免許はクレーンに 限定して有効
7	移動式クレーン (ク 68 条)	つり上げ荷重 1 汐以上運転	・小型移動式クレーン運転技能講習 (つり上げ荷重1トン以上5トン未満 の移動式クレーン) ・移動式クレーン運転士免許 (5トン以上のもの)	
8	デリック (ク 108)	つり上げ荷重 5 汐以上運転	・クレーン・デリック運転士 免許(上記以外のクレーン)	デリック限定有り。 6 と同じ。
9	潜水業務 (高圧 12 条)	潜水器を用いかつ空気圧縮機若しくは手押しポンプによ る送気又はボンベの給気を受けて水中において行う業務	・冶小工免計	
10	溶接等業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断、 加熱の業務	・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習 ・他保安技溶接、歯科免許等有	
11	フォークリフト	最大荷重 1 トン以上運転業務(道路走行は道交法適用)	・フォークリフト運転技能講習 ・他職訓有	
12	建設機械	機体重量 3 トン以上運転(道交法適用) ・別表 7 の 1 号(整地、運搬、積込機) ブルドーザー モーターグレーダー トラクターショベル ずり積機 スクレーパー スクレープドーザー ・別表 7 の 2 号(掘削機) パワーショベル ドラグショベル ドラグライン クラムシェル バケット掘削機 トレンチャー ・別表 7 の 3 号(基礎工事機)(3 トン以上)	連転技能講督 ・その他、建設業法 「建設機械施工技術検定」 職訓等有	53.1.1 前の規則によ る講習修了者は安則 81 条により、修了証 とみなされる。
		・別表 7 の 3 号 (・車両系建設機械 (基礎工事用)運転技能講習 ・その他上欄と同じ ・車両系建設機械(解体用) 運転技能講習	
13	ショベルローダー	B + 共主 4 以以 L 深起 / 送 B + 4 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	・その他上欄同じ ・ショベルローダー等運転技能講習	
	フォークローダー 不整地運搬車		・他職訓等有	
14 15		最大積載量 1 トン運転 (道路走行は道交法適用) 作業床の高さ 10m 以上運転 (道路走行は道交法適用)	不整地運搬車運転技能講習 高所作業車運転技能講習	
16	五掛 正掛	1 トン以上の揚貨装置、つり上荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛業務	・	(注)53年10月1日 以降の資格者は認め られない。

特別教育を必要とする危険有害業務一覧表

	特別教育を必要とする厄陝有舌業務一覧表
安規 36 条号別	対 象 業 務 [法 59 条 安規 36 条]
1	研削といしの取替、取替時試運転業務
2	動力プレス機の金型、シャーの刃部又はプレス機、シャーの安全装置、安全囲いの取付け取外し調整業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
3	高圧(直流 750V 超 交流 600V 超~7,000V 以下) 特別高圧(7,000V 超)の活線等の業務、低圧含、
4	筒圧(直流 7500 起) 文流 6000 起 7,0000 以下) 特別同圧(7,0000 起)の冶線等の業務、低圧音、 詳細は 36 条 4 号参照
5	最大荷重1トン未満のフォークリフト業務(他に道交法適用有り)
5の2	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務(他に道交法適用有り)
5の3	最大荷重 1 トン未満の不整地運搬車運転業務(他に道交法適用有り)
6	制限荷重 5 トン未満の揚貨装置運転
7	機械集材装置運転(集材機、架線、搬器、支柱及び附属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備)
8	胸高直径 70cm 以上の立木伐木、直径 20cm 以上重心偏、つりきり、かかり木、伐木等業務
8 O 2	チェンソーを用いて立木伐木、かかり木処理又は造材業務
	機体重量 3 トン未満不特定場所を自走できるものの運転(道交法適用も有)
	・令別表7の1号(整地運搬積込機) ブルドーザー モーターグレーダー トラクターショベル ずり積機
	スクレーパー スクレープドーザー
	・令別表7の2号(掘削機) パワーショベル ドラグショベル ドラグライン クラムシェル
9	バケット掘削機 トレンチャー
	・令別表7の3号(基礎工事機) くい打ち機 くい抜き機 アースドリル
	リバースサーキュレーションドリル せん孔機 アースオーガー ペーパードレーンマシン
	・令別表7の6号(解体用機械) ブレーカー
9 Ø 2	令別表7の3号(基礎工事機、上記参考) 自走できないもの
9 Ø 3	同上
10	令別表7の4号(締固め用機械) ローラー運転業務(道交法有り)
10 O 2	令別表7の5号(コンクリート打設用機械)の作業装置の操作
10 Ø 3	ボーリングマシン運転業務
10 の 4	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務
10 の 5	作業床の高さ 10m 未満の高所作業車運転業務
11	動力巻上げ機の運転業務(電気ホイスト、エヤホイスト等)(除ゴンドラ)
13	令 15 条第 7 号の軌道装置等運転業務 (除鉄道事業法、軌道法)
14	小型ボイラー取扱業務(令第1条4号の小型ボイラー)
15	クレーン運転(つり上げ過重5トン未満及びつり上げ過重5トン以上の跨線テルハ)
16	移動式クレーン 1 トン未満
17	デリック 5 トン未満
18	建設用リフト
19	玉掛(1 トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリック)
20	ゴンドラ操作
20 Ø 2	作業室、気閘室への送気のための空気圧縮機運転
21	高圧室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
22	気間室への送気、排気の調整を行うバルプ又はコックの操作業務
23	潜水作業者への送気調節を行うバルブ、コックの操作業務
24	再圧室操作業務
24 の 2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛業務(令別表5の四アルキル)
26	酸素欠乏危険作業にかかる業務
27	特殊化学設備の取扱整備、修理業務(令20条5号第一種圧力容器の整備を除く)
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28 の 2	加工施設、再処理施設、使用施設等の管理区域における核燃料物質、使用済燃料(汚染物を含む)取扱業務
28 Ø 3	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質、使用済燃料(汚染物を含む)取扱業務
28 の 4	事故由来放射性物質により汚染された物であって、電離則第2条第2項に規定するものの処分の業務
28 Ø 5	特例緊急作業(電離則第7条の2第3項)の特例緊急作業に係る業務
29	粉じん障害防止規則第2条1項3号の特定粉じん作業
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業
31	産業用ロボットの教示等の業務
32	産業用ロボットの検査・修理・調整等の業務
33	空気圧縮機を用いて自動車(2 輪自動車を除く)のタイヤの空気充てん業務
34	主式圧縮機を用いて自動車(2 辆自動車を除く)のタイドの主式元との業務 廃棄物焼却施設(ダイオキシン類特別措置法)におけるばいじん及び焼却灰等を取り扱う業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
37 石綿則 27	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
38 除染電離則 19	土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)
40	ロープ高所作業(高さ 2m 以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて
	労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く。))

定期自主検査一覧表 (安衛法 45 条、令 15 条)

			検査	時期	
	定期自主検査を行うべき機械等 (記録は3年間保存)	作業開始時 (使用開始時)	月1回	年1回	その他
1	ボイラー		ボ 32		
2	第一種圧力容器		ボ 67		
3	クレーン (0.5t 以上)	ク 36	ク 35	ク 34	
4	移動式クレーン (0.5t 以上)	ク 78	ク 77	ク 76	
5	デリック (0.5t 以上)	ク 121	ク 120	ク 119	
6	エレベーター (0.25t 以上)		ク 155	ク 154	
7	建設用リフト (高さ 10m以上)	ク 193	ク 192		
8	ゴンドラ	ゴ 22	ゴ 21		
9	第二種圧力容器			ボ 88	
10	動力プレス機械	安 136		安 134 の 3	(特)安 135 の 3
11	フォークリフト	安 151 の 25	安 151 の 22	安 151 の 21	(特)安 151 の 24
12	車輌系建設機械	安 170	安 168	安 167	(特)安 169 の 2
13	小型ボイラー			ボ 94	
14	小型圧力容器			ボ 94	
15	簡易リフト (0.25 t 以上)	ク 210	ク 209	ク 208	
16	動力シャー	安 136		安 135	
17	動力遠心機械			安 141	
18	化学設備等	安 277		(2年に1回) 安276	
19	アセチレン溶接装置 ガス集合溶接装置			安 317	
20	乾燥設備			安 299	
21	局所排気装置	有 22 鉛 37 特化 33 粉じん 19		有 20 鉛 35 特化 30 粉じん 17	
22	特定化学設備等	特化 34		(2年に1回) 特化 31	
23	ショベルローダー	安 151 の 34	安 151 の 32	安 151 の 31	
24	フォークローダー	安 151 の 34	安 151 の 32	安 151 の 31	
25	ストラドルキャリアー	安 151 の 41	安 151 の 39	安 151 の 38	
26	ガンマ線照射装置(透過撮影)	電離 18 の 8	電離 18 の 5	(6月に1回) 電離18の6	
27	不整地運搬車	安 151 の 57	安 151 の 54	(2年に1回) 安151の53	(特)安 151 の 56
28	 高所作業車(作業床高さ 2m以上)	安 194 の 27	安 194 の 24	安 194 の 23	(特)安 194 の 26

注 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略 (特)は特定自主検査を表わす。

作業環境測定を行うべき作業場一覧表

	未级无例足飞门	<u> </u>	1 21 20 .	見収		
作 業 場 の 種 類 (安衛法施行令第 21 条)	測定の対象	関連規則	測定回数	記録の 保存年	作業環境 測定基準	測定者 資格要件
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の 粉じんを著しく発散する屋内作業場	鉱物等の粉じんの 濃度・遊離けい酸 含有率	粉じん則 26 条	6月以内 ごとに 1回	7	第2条	作業環境 測定士
暑熱・寒冷又は多湿の屋内作業場	気温・湿度・ふく射熱	安衛則 607 条	半月以内 ごとに 1回	3	第3条	なし
著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル	安衛則 591 条	6月以内 ごとに 1回	3	第4条	なし
	炭酸ガス		1月以内 ごとに 1回			
坑内の作業場 (1)炭酸ガスが停滞する作業場 (2)28 を超える作業場	気 温	安衛則 592 条 603 条	半月以内 ごとに 1回	3	第5条	なし
(3)通気設備のある作業場	通気量	612 条	半月以内 ごとに 1回			
中央管理方式の空気調和設備を設け ている建築物の室で、事務所の用に供 されるもの	C O・C O2・室温、 外気温、相対湿度	事務所則7条	2月以内 ごとに 1回	3	第6条	なし
放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域 (2)放射線物質取扱作業室 (3)坑内の核原料物質の採掘の業務 を行う作業場	外部放射線による線量 当量率、線量当量 空気中の放射線物質の 濃度	電離則 54 条 55 条	1月以内 ごとに 1回 1月以内 ごとに 1回	5	第7,8, 9条	作業環境 測定士
特定化学物質(第1類物質・第2類 物質)及び石綿を製造し、又は取扱う 屋内作業場など	当該物質の濃度	特化則 36条 石綿則 36条	6月以内 ごとに 1回	3 (特別管理 物質・石綿 については 40 年間)	第 10 条	作業環境 測定士
粒状又は溶融鉛を取扱う屋内作業場	鉛の濃度	鉛則 52 条	1年以内 ごとに 1回	3	第 11 条	作業環境測定士
酸素欠乏危険場所において作業を 行う場合の当該作業場	酸素の濃度 硫化水素の濃度	酸欠則 3条	作業開始前 ごと	3	第 12 条	なし
有機溶剤を製造し、又は取扱う屋内 作業場	当該有機溶剤の濃度	有機則 28 条	6月以内 ごとに 1回	3	第13条	作業環境 測定士

健康診断一覧表

N	法·規則			称	対象の概要	実施時期		録		報 告	
0	根 拠					大ル門別	個人票	保存年数	対象	様式	期日
1	安衛法 66 安 規 43		雇力 の優 診断		業種、規模を問わず、すべての 常時使用する労働者を対象に 雇入時に実施	雇入れの直前 又は直後	様式 5 号 (1) (51 条)	5年 (51条)	-	-	-
2	安衛法 66 安 規 44		定期	月健康	業種、規模を問わず、すべての 常時使用する労働者	年1回定期	様式 5 号 (2)	5年	規模 50 人 以上の	6号	実施後 遅滞
3	安衛法 60 安 規 45	般	診断	fi	安規 13 条 1 項 2 号のイ~力の衛生上 有害な業務に従事する労働者	配置替時、 6 か月 1 回定期	(51条)	(51条)	事業場	0.5	なく (52 条)
4	安衛法 66 安 規 47	健康診断	給食 従業 の検	員	事業に附属する食堂又は炊事場 における給食の業務に従事する 労働者	雇入時配置替時	雇入時 様式 5(2) その他 様式 5(1) (51 条)	5年 (51条)	1	-	-
5	安衛法 66 安 規 48		によ	科医師 こる 長診断	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗 化水素、黄リン等のガス、蒸気 又は粉じんを発散する場所に おける業務従事者	雇入時配置替時、 6か月1回定期	様式5号	5年 (51条)	定期健診実 施分規模 50 人以上の 事業場	6号	実施後 遅滞 なく (52条)
	安衛法 66 特化則 39		特定化	従事者	令 22 条の業務に従事する者		特化則	特別 管理 物質	該当	特化則	
6	特化則 39		学物質健	過去 の従 事者	令 22 条 2 項の業務に従事させた ことことがある者	雇入時配置替時、 6か月1回定期	様式2号	30年 その 他 5年	事業場 (定期の分)	様式 3号	同上
	特化則 42		康診断	緊急 時	特定化学物質が漏えい汚染又は 吸入したとき	その都度 遅滞なく					
7	安衛法 66 鉛 則 53		鉛	5.÷∕∕.₩C	令22条1項4号の業務(別表第4)に常時従事する者(注)はんだ付け、施釉等業務、絵付等業務、 印刷の業務及びこれらの清掃の業務	雇入時配置替時、 6か月1回定期 (注)は1年1回 定期	鉛則 様式2号	5年	該当 事業場 (定期の分)	鉛則 様式 3号	実施後 遅滞 なく
	鉛 則 56	特殊健	1)建闭	長診断	腹部疝痛等病状を訴えたとき (従事者及び従事させなくなっ てから4週間以内の者)	その都度遅滞なく					
8	安衛法 66 電離則 56	康診断	電劑放射健身		令 22 条 1 項 2 号の業務(別表第4)に従事する者 (注)白内障に関する眼の検査、 皮膚の検査	雇入時配置替 時、6か月1回 定期 左記の(注)は 3か月1回定期	電離則 樣式 1 号	5年	該当 事業場 (定期の分)	電離則 様式 2号	実施後遅滞なく
9	安衛法 66 除染則 20		放射	快等電離 対線 長診断	除染則 20 条 除染等業務に常時 従事する者	雇入時配置替 時、6か月1回 定期	除染則 樣式 2 号	30年	同上	除染則 様式3号	同上
10	安衛法 66 高圧則 38		高気業務診断	務健康	令6条1号(高圧室内作業)令 20条9号(潜水業務)に常時従事 する者	雇入時配置替時、 6 か月 1 回定期	高圧則 様式 1 号	5年	同上	高圧則 様式 2 号	同上
11	安衛法 66 四ア則 22		四ア	7ル	令 22 条 1 項 5 号 (別表第 5) の 業務に常時従事する者	雇入時配置替時、 3か月1回定期	四アル則 様式 2 号	5年	同上	四アル 則様式 3 号	同上
12	安衛法 66 有機則 29		有機	養溶剤 長診断	令 22 条 1 項 6 号(別表第 6 の 2) の業務に常時従事する者	雇入時配置替時、 6か月1回定期	有機則 様式3号	5年	同上	有機則 様式 3号の 2号	同上
13	安衛法 66 石綿則 40		石組診断	常健康 f	令 22 条 1 項 3 号 (特定石綿に 限る) の業務に常時従事する者	同上	石綿則 様式2号	40 年	該当 事業場	石綿則 様式 3 号	同上
14	じん肺健 康診断 (池に就業 時あり		(注	東診断)他に 美時、 戦時	常時粉じん作業に従事する者 常時粉じん作業に従事する者で 管理区分2,3の者 常時粉じん作業に従事させた ことのある者で粉じん作業以外の 作業に従事し管理区分が2の者 常時粉じん作業に従事させた ことのある者で粉じん作業以外の 作業に従事し管理区分が3の者	3年 1年 3年 1年	じん肺則 様式 3 号	7年	該当 事業場	じん肺 法施様式 8号	毎年末 状況を 翌年 2月末 迄

計画の届出をすべき機械等一覧表

計画の届出をすべき機械等	左のうち届出の必要のない機械等	提出期日	提出先	根拠条文				
1. ボイラー(小型ボイラー並びに船舶 安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法の適用を受けけるもの及び移動式ボイラーを除く) 2. 第一種圧力容器(小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、ガス事業法、高圧ガス取締法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適用を受けるものを除く)				安衛法 88 条 1 項 ボ則ボ則 10 条、 56 条				
3. つり上げ荷重3トン(スタッカー 式にあっては1トン)以上のクレー ン 4. つり上げ荷重3トン以上の移動式	なし	工事開始の 30 日前まで	所轄労働基準 監督署長	安衛法 88 条 1 項 ク則第 5 条				
クレーン(変更のみ)								
5. つり上げ荷重 2 トン以上のデリック				安衛法 88 条 1 項				
6. 積載荷重 1 トン以上のエレベータ				令 12				
7. ガイドレール(昇降路を有するものにあっては昇降路)の高さが 18 メートル以上の建設用リフト(積載荷重0.25 トン未満のものは除く)				ク則 85 条、96 条 、140 条、174 条				
8. ゴンドラ				安衛法 88 条 1 項 ゴ則 10 条				
9. 有機溶剤等設備								
10.鉛設備等 11. 四アルキル鉛設備等								
12. 特定化学設備等								
13. 放射線装置室等 14. 事務所換気装置								
15.粉じん作業設備等								
16. 動力プレス (機械プレスで、クランク軸等の 偏心機構を有するもの及び液圧プ レスに限る	6月未満の期間で廃止するもの	工事開始の 30 日前まで	所轄労働基準 監督署長	安衛法 88 条 第 1 項安規 85 条、				
17. 金属その他の鉱物の溶解炉 (容量が 1 トン以上のものに限る)		00 H13500 C	шпи	別表第7				
18. 化学設備(製造し、若しくは取り 扱う危険物、製造し、若しくは取 り扱う引火点が 65 度以上の物の 量が労働大臣の定める基準に満た ないものを除く)								
19. 乾燥設備 危険物等に係る設備で内容積が 1立方メートル以上のもの 危険物等以外のものに係る設備 で熱源として燃料を使用するもの (その最大消費量が固体燃料に あっては毎時 10 キログラム以上 、液体燃料にあっては毎時 10 リットル以上、気体燃料にあっ ては毎時 1立方メートル以上の ものに限る)又は定格消費電力が 10 キワット以上の電力を熱源とし て使用するもの)								

 20. アセチレン溶接装置 (移動式は除く) 21. ガス集合溶接装置 (移動式は除く) 22. 軌道装置 23. 機械集材装置 	6月未満の期間で廃止するもの			
(原動機の定格出力が 7.5 キロワットを超えるものに限る) 24. 架設通路 (高さ及び長さが 10 メートル以上のものに限る) 25. 足場 (つり足場、張り出し足場以外の足場にあっては高さが 10 メートル以上の構造のものに限る) 26. 運材索道 (支間の斜距離の合計が 350 メートル以上のものに限る)	- 組立てから解体までの期間が 60 日 未満のもの	工事開始の 30日前まで	所轄労働基準監督署長	安衛法 88 条 第 1 項安規 85 条 別表第 7
27. 型わく支保工 (支柱の高さが3.5 メートル以上の ものに限る)	なし			
28. 高さが 300 メートル以上の塔の 建設の仕事 29. 堤高(基礎地盤から堤頂間での高さをいう)が 150 メートル以上のダムの建設の仕事 30. 最大支間 500 メートル(つり橋にあっては 1000 メートル)以上の橋梁の建設の仕事 31. 長さが 3000 メートル以上のずい道等の建設の工事 32. 長さが 1000 メートル以上のずい道等の建設の仕事で、深さが 50 メートル以上のたて坑(通路として使用されるものに限る)の掘削を伴うもの 33. ゲージ圧力が 0.3Mpa 以上の圧気工法による作業を行う仕事	な し	当該仕事開始 前の 30 日前	厚生労働大臣	安衛法 88 条 3 項 安規 89 条の 2
34. 高さ 31 メートルを超える建築物 又は工作物(橋梁は除く)の建設、改造、解体又は破壊の仕事 35. 最大支間 50 メートル以上の橋梁 の建設の仕事 36. 最大支間 30m 以上 50m 未満の 橋梁の上部構造の建設等の仕事 37. ずい道等の建設等の仕事(ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く) 38. 掘削の高さ又は深さが 10 メートル以上である地山の掘削の作業(掘削機械を用いる作業で、掘削面の下に労働者が立入らないものは除く)を行う仕事 39. 圧気工法による作業を行う仕事 40. 石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事	なし	当該仕事開始 前の 14 日前	所轄労働基準監督署長	安衛法 88 条 4 項 安規 90 条

41.ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号の廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が一時間あたり200kg以上のもの)を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の作業 42.掘削の高さ又は深さが10メートル以上の土石の採取のための掘削の作の作業を行う仕事	な	U	当該仕事開始 前の 14 日前	所轄労働基準 監督署長	安衛法 88 条 4 項 安規 90 条
43. 坑内堀りによる土石の採取のための 掘削の作業を行う仕事					

壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物または工作物の解体等の作業を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業ならびに石綿等の封じ込め、囲い込み作業	小規模な作業 石綿等の粉じんを著しく発散 するおそれのないもの	あらかじめ	所轄労働基準 監督署長	石綿則 5 条
除染特別地域等内における事故由来 放射性物質により汚染された土壌、 落葉及び落枝、汚泥等の除去、拡散 防止その他の措置を講ずる業務	作業場所の平均空間線量率が2.5 µ Sv (マイクロシーペルト)/h 以下の場所での作業	あらかじめ	所轄労働基準 監督署長	除染電離則 10 条

報告をすべき主な事象一覧表

報告すべき主な事象 および機械等	報告樣式	提出期日	提出先	根拠条文					
選任したとき	総括安全衛生管理者・安全管理者・ 衛生管理者・衛生工学衛生管理者・ 産業医 選任報告	遅滞なく		安規 2、4、7、 13 条					
事業場又はその附属建設物内で 報告すべき事故および特定機械等に 係る報告すべき事故が発生したとき	事故報告書			安規 96 条					
労働災害その他その他就業中事業場又はその附属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により死亡または休業したとき	労働者死傷病報告 (死亡、休業4日以上の場合)	遅滞なく		安規 97 条					
労働災害その他その他就業中事業場又はその附属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により休業し休業期間が4日に満たないとき	労働者死傷病報告 (休業4日未満の場合)	1~3月発生分 (4月30日迄) 4~6月発生分 (7月31日迄) 7~9月発生分 (10月31日迄) 10~12月発生分 (翌1月31日迄)	所轄 野 監 監 監 監 と に に に に に に に に に に に に に						安規 97 条
特定元方事業者であって、その 労働者及び関係請負人の労働者の 作業が同一の場所において行われる とき	特定元方事業者等の事業開始報告 (任意様式)	遅滞なく		安規 664 条					
移動式ボイラーを設置しようとする とき	設置報告書	あらかじめ		ボ則 11 条					
ボイラーおよび第一種圧力容器を 検査証の有効期間を経て休止しよ うとするとき及び廃止したとき クレーン等を検査証の有効期間を 経て休止しようとするとき及び廃止 したとき	()休止・廃止報告書 (任意様式)	休止しようと するときは 当該検査証の 有効期間内 廃止したときは 遅滞なく		ボ則 45、48、80、 83 条 ク則 48、52、89、 93、133、137、167、 201 条					
小型ボイラーを設置したとき 吊り上げ荷重が 0.5 トン以上 3 トン 未満 (スタッカー式クレーンにあ っては 0.5 トン以上 1 トン未満)の クレーンを設置しようとするとき		遅滞なく あらかじめ		ボ則 91 条 ク則 11、61 条					
吊り上げ荷重が 0.5 トン以上 2 トン 未満のデリック (設置から廃止まで が 60 日間未満のものを除く)		あらかじめ		ク則 101 条					
積載荷重が 0.25 トン以上 1 トン未 満のエレベーター(設置から廃止 までが 60 日間未満のものを除く)		あらかじめ		ク則 145、202 条					

報告様式は、ヤフーなどの検索エンジンで「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」と入力すればダウンロード可能です。